

土技第 551 号
令和 2 年 7 月 15 日

関係各課所長 殿

技術・建設業課長
(公印省略)

建設現場における「快適トイレ」設置の試行要領の一部改定について（通知）

みだしの件について、下記の通り改定し、令和 2 年 9 月 1 日以降予算執行伺いを決裁する工事から適用することとしたので通知します。

記

【改定内容】

1. 土木工事標準積算基準書にあわせ変更
イメージアップ経費 → 現場環境改善費
2. 国の通知にあわせ快適トイレ費用等の上限額変更
○快適トイレの費用の上限額：45,000 円／基・月→51,000 円／基・月
○ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合の
1 ハウスの上限額：90,000 円／基・月→102,000 円／基・月
3. その他、国の通知にあわせ文言変更。

【担当】

技術・建設業課 技術管理班 村吉、長嶺
TEL：098-866-2374 (IP：3469)
E-mail：aa060119@pref.okinawa.lg.jp

建設現場における「快適トイレ」設置の試行要領

1. 目的

建設現場を男女ともに働きやすい環境とする取組の一環として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）を導入し、現場環境の改善を図ることを目的とする。

2. 対象工事

沖縄県土木建築部が発注する土木工事を原則すべて対象とする。

3. 適用

快適トイレ設置の可否について受発注者で協議を行い、可能と判断された工事に適用する。

4. 快適トイレの仕様

受注者は、現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- （９）サンタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （１０）鏡と手洗器
- （１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （１２）室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- （１３）擬音装置（機能を含む）
- （１４）着替え台
- （１５）臭気対策機能の多重化
- （１６）室内温度の調整が可能な設備
- （１７）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

5. 実施方法

- 標準仕様を満たすトイレを男女別で各1台設置することを標準とする。
- 「快適トイレに求める機能（1）～（6）」及び「付属品として備えるもの（7）～（11）」については、受注者は必ず備えるものとする。備えていないトイレは、快適トイレとして扱わないこととする。
- 市場に全現場に相当するトイレが流通していないと想定されることから、当初は金額を計上せず、導入できた工事について変更契約時に計上する方法とする。
- 工事現場に新たにトイレを設置する場合に適用する。（現場事務所等を間借りした建物とした際に既設トイレが快適トイレの仕様を満たしている場合や現場作業員が使用しない場合には適用しない。）
- 監督職員は、「快適トイレに求める機能（1）～（6）」及び「付属品として備えるもの（7）～（11）」について、内容が確認できる資料を受注者に提出を求め、確認できた場合に費用を計上するものとする。

6. 積算

- 快適トイレの費用は、51,000 円／基・月を上限に「積算上の差額」※¹を計上するものとし、男女別で1台ずつ計2台まで計上できるものとする。（102,000 円／2基・月が上限）
※¹：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から10,000円（従来品）を除いた額。
- 計上費用は、「積算上の差額」と「51,000円／基・月」を比較し、どちらか安い方の費用を共通仮設費（営繕費）に計上するものとする。（管理費区分の設定は行わない。）
- ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで102,000円／基・月上限まで計上可能とする。
- 積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、積上計上しない。

【具体的な計上方法例】

- ① 実際に導入した快適トイレ費用70,000円／基・月の場合（積算上の差額60,000円）
積算で計上する費用：51,000円／基・月
- ② 実際に導入した快適トイレ費用40,000円／基・月の場合（積算上の差額30,000円）
積算で計上する費用：30,000円／基・月
- ② 実際に導入した快適トイレ費用
男女別一体型ハウス100,000円／基・月の場合（積算上の差額90,000円）
積算で計上する費用：90,000円／基・月
- ③ 実際に導入した快適トイレ費用
男女別一体型ハウス200,000円／基・月の場合（積算上の差額190,000円）
積算で計上する費用：102,000円／基・月

附則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

この要領は、令和2年9月1日から適用する。